

2020（令和2年）年度社会福祉法人みぬま福祉社会事業計画

（1）情勢

障害者自立支援法訴訟基本合意10年

格差と貧困と分断、軍拡の中の福祉

全世代型社会保障改革 世代間の対立をあおり 負担増と給付減を進める。

「わがまる」共生社会 公的責任の放棄

新自由主義の中の福祉の市場化 分断と競争の原理 上位1%が83%の富を独占

福祉分野への様々な方法での営利企業の参入

深刻な福祉の人材不足

制度の改悪 特定待遇改善加算の実施(分断と格差、福祉労働の低い賃金水準の温存)
食事提供体制加算の廃止検討

退職共済への補助を廃止している。(障害分野 2016年採用者から実施)

生活問題 暮らしの場の不足 ロングショートとショートステイのたらいまわし

家族依存、障害者の年金依存の生活実態

障害者の低所得 相対的貧困 81% ワーキングプア 98%

放課後問題(学童の8割が放課後デイ。成人の放課後の課題。)

みぬま 高橋・千明が再雇用終了

事業収支の改善の課題 事業ごとの検討と制度要求、地域運動の課題
高齢化への対応

現場は虐待防止や事故防止への対応が増

太陽の里の過密と大地の重症化

大宮太陽の家の改善とさいたま市の拠点づくり

働き方の改善を含めた暮らしの場に関わる経営課題の顕在化 など課題

要求に基づき、実践を軸として、運動と事業・経営を両輪の輪とするみ
ぬまの運動を進める。

全国 「権利を守る社会福祉法人経営全国会議」の結成(2020.4月)

1. 社会福祉事業に関わる方針

① 福祉の市場化

市場化の流れは、社会福祉の分野にまで広がり、営利企業の参入はグループホームなど暮らしに関連する分野にまで及んでいる。使えるサービスの利便性が広がっているとされる一方で、親と子、家族と仲間の要求の乖離が話題になる。事業と利用者など含めて様々な関係が分断される状況がある。

⇒福祉事業の質を高め、よく生きたいという願いを、共通の願いにしていく共同を広げる。

行政交渉とともに、地域や社会に権利としての福祉を実現するための取り組みを進めめる。

権利と要求に基づく福祉事業の在り方、実践、運動、経営の在り方を検討し、第4期の将来構想をまとめる。

② 我こそ丸ごと共生社会

世代、分野を超える福祉の統合を、自助、互助及び福祉の産業化を柱に推し進めようとする方向に対して

⇒それぞれの分野における福祉の質の向上を、各法の充実と必要な専門性の確保の中で実現させていく運動を進める。実践的な見方や発達保障の考えを広げる。

権利としての福祉の充実を求める実現する運動を、個別の実態に即して進め、また、幅

広く連携して進める。

⇒事業と障害当事者の共同を進める。障全協、障協連の運動を進める。

③全世代型社会保障の推進、社会福祉連携推進法人(大規模化による合理化の推進)などの動きを注視し対策する。

⇒社会福祉の分野を超えた共同の枠組みを作る。

権利を守る社会福祉法人経営全国会議に参加する。

④特定待遇改善加算の方法について反対の意見をまとめる。

⇒待遇改善と人員増の両立を図る報酬の抜本的見直しが必要。

加算の配分方法については法人の自主性に任せること。

福祉職員の年収の平均を440万円にする水準で待遇改善すること。

⑤建物の広さや条件を要さない事業の増大、施設整備費補助の大幅な減額、「事業は事業者の責任で行う。」という傾向が強まっている。

⇒施設整備基準の適正化及び施設整備費補助の増額を求める。一人当たり面積などの算出根拠を明らかにした補助基準に改め、補助率を上げさせていくことが必要になる。

⇒事業は公的補助による整備をめざす。

⑥暮らしの場の不足は深刻。

国は入所施設の削減方針を維持しているが、昨年全国で10か所を補助対象にしている。日中支援型のホーム、地域生活支援拠点などの新事業が出てきた。

⇒入所施設の必要を社会的な合意として公的整備を可能とする状況を作る。暮らしの場の創設を青年期の自立要求にこたえる事業として取り組む。

⇒グループホームは相変わらず厳しい運営環境にある。新たなグループホームの整備を進めるためにも、既存のホームに安心して利用し続けられる環境、運営を目指すことが課題になる。

⇒重度の仲間が安心して利用できるグループホームの創設について検討を始める。日中支援型ホームについて検討する。

⇒暮らしの場を考える会や障害者祭りのシンポジウムの議論において、活動や関係が途切れない暮らしの場の視点とともに、「その人らしいタイミングで」ということが語られるようになっている。

近くに豊富な資源があることが求められている。

⇒暮らしの場における労働環境の改善に取り組む。(10日に一度、20時から12時間の夜勤の定着)

⇒ロングショートの日数制限について対策する。

⇒しらゆりの家型のショートステイ施設を他地域にも広げるように取り組む。

⑦福祉を担う職員の不足は事業の実施や継続を脅かすほど深刻になっている。

⇒職員確保の具体的な取り組みを進める。

他の事業所分野とも共同して進める。

福祉職員の待遇改善を求める運動を福祉労働の質の向上の視点を持って進める。

⑧福祉医療機構の退職金共済への補助の廃止は、28年度新規採用者から適用され財政への影響は次第に大きくなっている。

⇒補助の復元を求める運動を進める。

退職金共済自体への加入は当面堅持する方針だが、現実的な影響は確実に増していくことになるため、対応策について組合との協議が必要になる。

⑨重症心身障害の人が安心して通所できる制度がなくなっている。

⇒看護師・PTなどの専門職が常駐できる通所施設の制度の創設を求める。

⑩卒後の進路は依然として厳しい。営利の参入など子の願う進路にならない傾向が強まっている。

⇒ねがいに基づく進路が保障されるような取り組みを進める。みぬまへの希望については最大限実現されるよう準備を行う。

⇒要求をまとめること。最近乖離しがちな親と子の要求を高い地点で一致させていくような取り組みについて検討する。

施設利用の相談を、各事業、施設が行っている。方針に基づいた相談が有効に機能するように、法人としての仕組み作りが課題になる。

また、開所時間以降の事業の要求について検討する。

さいたま市での通所施設の整備(大宮太陽の家の改善)および休止しているアトリエ「輪」の活用の検討の中で議論する

⑪地域生活支援拠点等の事業検討を行う。

⇒入所機能を備えた拠点施設の考えが薄まる。福祉実践における総合的力量の向上をはかる視点を持った拠点のあり方について検討を進める。

⑫みぬまの基本的要件を実現させるための運動を様々な団体と共同して進める。

⇒暮らしの場の不足を訴え拡充を求める事、社会福祉事業の施設整備を公的責任で進めること、社会福祉事業の人員や設備の基準を抜本的に改めること、職員を確保し、労働条件を引き上げるために必要な報酬の引き上げを行うことなどを求める。

- ・前年体制による次年体制の確保の矛盾解消
- ・開所時資金の補助
- ・施設整備費の補助基準、補助率の改善 備品費の補助
- ・算定根拠を明確にした報酬の抜本的改定。日払い、入所施設の土日、夜間の報酬の改定。
- ・グループホームの実態改善に見合う報酬の改定 職員配置基準の改善 家賃補助
- ・食事提供体制加算の定着
- ・ロングショートの日数制限を止め、実態改善のための施策を充実すること
- ・退職共済の補助復元

格差と貧困の中での福祉、軍事費が増え社会保障が削減される傾向が顕著。

市場原理が浸透し、利用者と事業が分断される傾向も顕著。

ねがいと要求に基づく共同を広げ、実現への道筋を見つけることが必要になる。

①高齢化・重度化に関わる適切な制度の創設と実施。②発達障害など支援の困難な状態への適切な制度の創設と実施。③日額制を月額に戻すこと。④入所施設における土日の生活介護の支給。施設入所支援の報酬を生活介護の報酬並みに引き上げること。など重点要求になる。

⑬第4期将来構想を10月までにまとめる。

2. 事業

[施設、事業の運営]

- ・川口太陽の家(生活介護) 国の美術振興事業実施(2016年度から)
- ・アトリエ「輪」(生活介護・定員20名・2015.4開所) 2019年度から事業休止
- ・太陽の里(生活介護・施設入所支援・短期入所)
- ・オレンヂホーム(グループホーム)2010年3月1日
- ・サンライズ(グループホーム)2009年3月27日第2と含めて一体化)
サンフラワー(2019年4月サンライズの一部移転のユニットとして開所。)
サンフラワー2棟目(2020年4月サンライズのユニットとして開所)
- ・大地(生活介護38名・施設入所支援・短期入所)
- ・白岡太陽の家ーにじ (生活介護・新築移転) 2012年4月1日
- ・大宮太陽の家(生活介護)2012年4月1日
- ・白岡市障害者デイサービスセンター(2008年から5年委託)
- ・蓮田はすの実作業所(生活介護=蓮田市から土地建物無償貸与) 2012年4月1日
- ・生活支援センター
 - ・大宮区障害者生活支援センター(2006年10月)
 - ・埼葛北障害者生活支援センターたいよう(2006年10月)

- ・川口市障害者相談支援センターみぬま（2006年10月1日）
- ・北区障害者生活支援センター（2008年4月1日）
虐待防止の機能（2012年4月1日）
- ・埼葛北地区基幹相談支援センタートロンコ（2018年4月）（じりつと共同運営）
- ・サポートセンターたいよう 2019年度から事業休止
居宅支援事業（2006年12月1日認可）
行動援護 居宅介護事業 重度包括支援（川口太陽の家内 東部出張所大地内）
- ・生活サポートセンターたいよう 生活サポート事業
- ・久喜市地域活動支援センター（2013年4月1日から委託）
- ・児童発達支援事業「シャイン」（定員10名・2015年4月開所）
- ・しらゆりの家（単独型短期入所事業・定員10名 2016年4月川口市から委託）
- ・はれ（2019年4月開所、生活介護・施設入所支援・短期入所）

3. 事業の計画

- ①大宮太陽の家の改善とさいたま市における拠点となりえる施設の整備を進める。
- ②第4期将来構想事業の議論を進めまとめる。
 - ・暮らしの場の拡充について検討する。
これまでの関係や活動から切り離されない生活の場の創設の課題である。入所施設の都市部への再編、整備への公費助成の抜本的拡充とともに、重度の仲間も、安心して暮らし続けることができるグループホームの制度改善と整備が運動課題になる。
 - 職員の労働環境の改善を含めた議論にする。（10日に一度、20時から12時間の夜勤の定着）
 - ・太陽の里の過密、大地の重症化の対策について方針をまとめる。
 - ・高齢化について対策する。
高齢化については横断的な検討を進め、実践、事業の創造するとともに、現行の制度が高齢化に対応していないことを明らかにして、合意を広げ、制度要求につなげていくことが課題になる。
 - ③しらゆりの家の委託更新について対応する。
 - ④シャインの児童発達支援センターへの移行を延期する。
(施設長の兼務状態が解消されず、センターの役割を担うことができないため。)
 - ⑤アトリエ輪の活用について 来年で休止2年目になる。再開等の方針をまとめる。
 - ⑥白岡デイサービスセンターの運営改善しえる制度活用について検討する。
 - ⑦通所施設の夕方以降の対応について検討する。
 - ⑧地域生活支援拠点について検討し、あり方等について、行政や自立支援協議会などと協議する。
 - ⑨グループホームの「日中サービス支援型」について学習し検討する。
 - ⑩アートセンター集の普及支援事業を含む事業の持続的発展の方策を検討する。

4. 財政に関わる対策

2020年にはれの建設費借り入れの返済（元金1750万円）が始まる。 2020年度における施設事業収支は返済実施を含めた予測で4000万円の黒字になった。 事業収入の2%である。施設には、高齢化や重度への対応に人員増の要求があり、福祉労働の抜本的処遇改善の課題もあるため、なお一層の財政改善が必要になる。

- ①各事業における収支の改善に向けた取り組みを検討し実施する。（黒字事業を含む）
 - ・定員の確保と稼働、職員配置と時間外労働の適正化を中心とした検討を行う。
通所施設については、少なくとも月1回の土曜日開所を可能にできる方法の検討
 - ・人件費比率にわたる総合的検討 雇用形態、給与手当の見直し
 - ・障害支援区分の適正な評価についての検討と対策
- ②各事業の制度要求を明確にし、実現するための取り組みの実施。

・事業報酬に関する要求 入所施設の生活介護日数について行政と交渉

・生活支援センターの補助金増

・芸術普及支援事業の補助金の復元

③はれの借入金返済財源の確保

④制度の活用を進める。

・通所生活介護の人員配置体制加算の活用

・グループホームの中支援型ホームの活用

・大地における制度活用の可能性の検討

⑤事務費支出の見直し(法人・各施設)

・共同募金等助成金の活用

・公的補助の活用

・リース仲介業者などの活用

・車両保険料

・業務省力化の検討

⑥要求を共有し実現するため、財源づくりを含めた運動を後援会と共同して進める。

5. 人事・労務

①人事

嘱託雇用 30時間 法人用務 総合施設長 高橋孝雄

30時間 法人会計の引継ぎと事務の産休代替え 千明雅子

40時間 にじ施設長・情勢等対外用務 澤田透

②対外活動(全国)

新井理事 障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会 会長代行

全国障害者の暮らしの場を考える会 代表

高橋理事長 権利を守る社会福祉法人経営全国会議 理事

③労務に関する課題

以下について検討する。

⑦人材確保と定着

・採用プロジェクトチームでの取り組みを進める。

①初任給の引き上げ 大178000円 短大158700

処遇改善手当・特定手当・賞与の一部をベースアップに充てる方法等の検討

⑦休日の整理、時短の方向性の検討

⑨同一労働同一賃金法制化への対応

⑨障害者雇用について方針を出す。

④社会保険労務士と契約する。(2020.2から)

月5万円 社会保険 就業規則の運用 年末調整などを適正に行うための相談

⑤特定処遇改善の方法について、4月申請に向けて検討し、組合等との協議を行う。

以下について検討する。

夜勤業務手当⇒夜勤業務者手当

パートの処遇改善の扱い

健康増進費の扱い

従来処遇改善との調整

一時金の月手当 or 基本給への移行

※要求 相談支援についての対象事業とすることを求める。

配分を法人の自主性に任せる。(加算方式でなく使途制限のある報酬の抜本的改善)

6. 法人運営について

①労働組合との協議を定期的に行う。

②後援会との協議を定期的に行なう。

③法人運営の基本的な執行及び検討を常任理事会で行う。

④法人に以下の会議を置く。(基幹会議)

常任理事会 法人事務局 施設運営担当者会議（地域グループ会議・分野別会議）

法人事務会議 *別に請求担当者会議開催

第4期将来構想委員会 各部会

暮らしの場準備会（後援会合同）

人事対策部会（総務）

法人研修委員会 法人支援会議 法人権利擁護虐待委員会

集運営会議 IT委員会

白岡・蓮田地域の施設検討会

施設運営会議（大宮太陽の家・シャイン・白岡デイサービス・久喜地活・はれ）

⑤管理職養成に関わる研修を行う。

⑥次の行事・事業を行う ・成人式還暦の祝い。1月 ・職員の勤続表彰。6月

7. 施設運営について

①発達障害など困難な状態にある仲間への取り組みの質を確保する。

施設・事業の運営は、制度の変化、仲間の高齢化、障害の重度化、複雑化、人材不足などにより困難の度合いを増している。施設運営における施設、施設長の自立的力量の強化と、機能連携による総合的力量の強化を図ることが課題になる。

ソーシャルワーク、実践・障害理解の専門的視点を事業、運動の原動力にする。

②各施設の実践課題に関わる横断的な支援体制等について検討を始めている。

8. 研修・人材の育成

①基本的事項の継承とともに、実践・事業・運動の発展を推進する職員の組織的力量の向上をめざして研修を組織する。経験年に応じた体系として実施する。

・以下について研究研修部会が全体方針を出し、研修委員会が実施する。

・新任研修を行う。開催時期について検討する。

・実践報告会を開催する。（2月予定）

・発達保障講座を開催する。（子育て支援事業として地域講座として開催する。）

・管理職研修（管理職学校）を実施する。

・経験年に応じた体系を明確にする。

・サービス管等資格要件の研修を組織的に行う。（総務）

②法人合同研修を継続する。（法人間連携として）実施する。

③施設間交流としてインターンシップ研修を検討する。

④今年度、海外研修は実施しない。 意義等検討し次年度以降の実施に備える。

⑤新任職員交流会を開催する。

以上